

「名古屋・クアラルンプール補足議定書」の概要

目的 (第1条)

遺伝子組換え生物(LMO: Living Modified Organisms)に関連する責任及び救済の分野における国際的な規則及び手続きを規定することにより、生物多様性の保全及び持続可能な利用に寄与すること。

用語 (第2条)

「損害」や「管理者」、「対応措置」等、本補足議定書において用いられる語句を定義。

- ・「損害」…生物多様性の保全及び持続可能な利用に対する悪影響であって、測定又は観察可能な、著しいもの
- ・「管理者」…国内法で定める、直接的又は間接的にLMOを管理する者(開発者、生産者、上市者、輸出者、輸入者、運送者、供給者等)
- ・「対応措置」…損害の防止、最小化、限定、緩和、回避又は復元のための合法的な措置

適用範囲 (第3条)

国境を越える移動に起源を有するLMOから生ずる損害について適用。

対応措置 (第5条)

損害が生ずる場合に、締約国が管理者に要求する事項(損害の報告、対応措置の実施等)、及び締約国の権限のある当局が行う事項(損害を引き起こした管理者の特定、損害の評価及び対応措置内容の決定)等について規定。

また、管理者が対応措置をとることができない場合等に、権限のある当局は、自ら適当な対応措置をとることができることを規定。

金銭上の保障 (第10条)

締約国は、自国の国内法において金銭上の保障を定める権利を有し、その権利は国際法と整合を取って行使されなければならないことを規定。

民事責任との関係 (第12条)

締約国は、民事責任に関する自国の国内法において、損害に関連する物的又は人的損害について適当な規則及び手続きを定めることを規定(既存の法律の適用を含む)。